

# 大磯町パブリックコメント手続指針

## 第1 目的

この指針は、大磯町自治基本条例（平成23年大磯町条例第9号）第8条に規定する説明責任及び同条例第24条に規定する意見等に対する手続について明らかにすることを目的とする。

## 第2 定義

(1) この指針において、「パブリックコメント手続」とは、町の重要な政策等の策定及び改定の過程において、広く町民の意見、提案等（以下「意見等」という。）を求め、寄せられた意見等に対する本町の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して本町としての意思決定を行うための一連の手続をいう。

(2) この指針において「町民」とは、次に掲げるものをいう。

ア 町内に住所を有する者

イ 町内に通勤または通学する者

ウ 町内に事業所等を有する者

エ パブリックコメント手続に係る政策等に利害関係を有するもの

## 第3 実施対象

パブリックコメント手続の対象とする政策等は、次に掲げるものとする。

(1) 町の基本的な方針又は制度を定める条例の制定又は改廃

(2) 町民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例又は、町民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃

(3) 町の総合計画、部門別の基本計画その他基本的な事項を定める計画、指針等の制定又は改廃

(4) 町の基本的な方針を定める憲章、宣言等の策定又は改廃

(5) その他必要と定めるもの

## 第4 適用除外

次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この手続の適用を除外する。

(1) 公益上、迅速又は緊急を要するもの

(2) 町税又は負担金、使用料、手数料その他これらに類する料金の額又は料率に関するもの

(3) 法令などの規定の廃止に伴う関連政策等の廃止に関するもの

(4) 法令などの制定又は改廃に伴う関連規程の整理その他の軽微な変更に関するもの

(5) 法令などの規定によるもので、内容の決定に際し実施機関の裁量の余地がないもの

(6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく直接請求により議会に付議するもの

(7) 法令又は条例の規定によりパブリックコメント手続に準じた手続が実施されるもの

(8) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関又は町政に町民、

有識者等の意見を反映させることを目的として要綱等により設置される協議会、委員会、懇話会等（以下「審議会など」という。）が、この指針に準ずる手続を経て報告、答申等を行ったもの

## 第5 公表の方法

実施機関は、第3に掲げる政策等を策定しようとする場合は、当該政策等の案（以下「案」という。）をあらかじめ公表し、次に掲げる事項を定めて町民から意見等を求めなければならない。

- (1) 意見等の提出期間（期間を短縮した場合にあっては、その理由を含む。）
- (2) 配布場所又は公表の場所
- (3) 意見等の提出方法
- (4) 意見等の取扱い（結果の公表予定時期を含む。）
- (5) 問合せ先

## 第6 公表時に併せて公表するもの

案を公表する場合は、案の目的その他案を理解するために必要と考えられる資料を併せて公表するものとする。

## 第7 公表する場所

案を公表する場合は、次に掲げる場所での閲覧及び配布並びに大磯町ホームページへの掲載により行うものとする。

- (1) 大磯町町民情報コーナー（本庁舎及び国府支所）
- (2) 当該政策等の策定等を所管する課等
- (3) 実施機関が特に必要と認める場所

## 第8 意見等の提出期間

意見等の提出期間は、案の公表の日から起算して30日以上とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、その理由を公表し、意見等の提出期間を短縮することができる。

## 第9 意見等の提出方法

意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。なお、意見等を提出する町民は、原則として住所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先等を明らかにして意見等を提出するものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が必要と認める方法

## 第10 意見等の取扱い

実施機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等の策定等を行う場合は、提出された案に対する意見等を十分に考慮しなければならない。

## 第11 結果の公表

実施機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等の策定等を行う場合は、当該政策等の策定等の実施より前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の名称
- (2) 案の公表日及び意見等の提出期間（期間を短縮した場合にあっては、その理由を含む。）
- (3) 提出された意見等
- (4) 提出された意見等を考慮した結果及びその理由

2 実施機関は、前項の規定により公表する場合において、同項3号の規定により提出された意見等を整理し、又は要約して公表することができる。

3 実施機関は、提出された意見等を公表する場合において、第三者の利益を害する恐れがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出された意見等の全部又は一部を除いて公表することができる。

### 附 則

この指針は、平成24年8月20日から施行する。